

JAあさか野は、農業支援事業助成で

組合員さんを**応援**します。

趣 旨

農業の生産拡大、高度化ならびに、農業経営の安定化等に取り組む組合員に対し、年度予算の範囲内において農業支援事業助成金を交付するものです。

① 農業施設拡大支援

② 農業機械等購入支援

③ 農業新技術導入支援

④ 6次産業化支援

⑤ GAP取得支援

⑥ 新規就農者支援

⑦ 鳥獣・自然災害被害防止
対策支援

⑧ 庭先販売施設設置支援

⑨ 農業体験農園整備事業

⑩ 農業労働力支援

⑪ 土壌分解する
環境マルチシートの購入支援

事業対象

あさか野農業協同組合の正組合員及び協力組織

※当組合から購入して支払うものに限りません。

詳しくはJAあさか野ホームページ

またはTAC職員・本店 経済課へお問い合わせ下さい。

別 表

事業	助成金の額
＜農業施設拡大支援＞ 農業用ハウス、農産物直売施設、給排水施設、貯蔵施設等の設置	事業費の 20%又は 30 万円のいずれか低い額とする。
＜農業生産拡大に伴う農業機械等購入支援＞ 耕うん機、施肥・播種用機械、移植・育苗機械、栽培管理用機械、収穫機械等の購入	事業費の 20%又は 30 万円のいずれか低い額とする。
＜農業新技術導入支援＞ 密苗栽培・直播栽培用の播種機、田植機、直播機等 害虫防除技術の高濃度炭酸ガス処理装置 光合成促進技術の炭酸ガス発生機等、その他	事業費の 20%又は 30 万円のいずれか低い額とする。
＜6 次産業化支援＞ 商品の開発費用、機械等購入、加工所整備等	事業費の 20%又は 30 万円のいずれか低い額とする。
＜G A P 取得支援＞ S－G A P 等の取得・実践のための研修費用、改善に要する費用等	事業費の 20%又は 20 万円のいずれか低い額とする。
＜新規就農者支援＞ 新規独立就農者の営農に係る費用 ＊新規就農から 3 年以内に限る	事業費の 20%又は 30 万円のいずれか低い額とする。
＜鳥獣被害・自然災害被害防止対策支援＞ 鳥獣被害防止のための施設（防鳥ネット等）の設置、 自然災害被害防止のための施設（防ひょう資材等）の設置	事業費の 20%又は 20 万円のいずれか低い額とする。
＜庭先販売施設設置支援＞ 農産物コイン販売機等の設置	事業費の 20%又は 20 万円のいずれか低い額とする。
＜農業体験農園整備事業＞ 区画整備、給水・トイレ施設、簡易物置等の農園整備	事業費の 20%又は 30 万円のいずれか低い額とする。
＜農業労働力支援＞ 農業生産の拡大による労働力増員への支援 ＊事業費は雇用した労働者一人に対して 1 年の間に支払う給与の額とする。 ＊対象の労働者は 3 人を上限とする。 ＊助成金の交付は増員した 1 年目に限る。	事業費の 10%又は 10 万円のいずれか低い額とする。
＜土壌分解する環境マルチシートの購入支援＞ 生分解性マルチの購入	事業費の 20%又は 5 万円のいずれか低い額とする。